

# 2018 年度県選手権 競技注意事項

## 1 競技規則について

本大会は、2018 年(公財)日本陸上競技連盟競技規則並びに本大会申し合わせ事項により実施する。

## 2 練習について

- (1) サブトラックは、トラック競技、跳躍競技、砲丸投、やり投の練習のみに利用する。
- (2) 棒高跳の練習は本競技場で行う。
- (3) 砲丸投、やり投の練習は、原則として各競技の招集開始時刻の 90 分前から 10 分前までの 80 分間のみとし、競技役員の指示に従い、安全に注意して行う。

## 3 招集について

- (1) 招集所は、本競技場第 1 ゲート雨天走路内に設ける。
- (2) 各種目の招集開始時刻・完了時刻は次の通りとする。

	区 分	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック	予 選	競技開始 30 分前	競技開始 20 分前
	決 勝	25 分前	15 分前
フィールド	走高跳・走幅跳 三段跳・砲丸投	50 分前	40 分前
	棒高跳・円盤投 やり投・ハンマー投	60 分前	50 分前

(3) 混成競技においては各日の第 1 種目は上記の規定で行うが、第 2 種目からは各種目の競技を行う場所に 20 分前に集合すること。

(4) 招集の方法については次の通りである。

- ① 招集開始時刻に招集所で競技者系の点呼を受ける。その際ナンバーカード・スパイク・商標の点検を受ける。トラック競技のみ腰ナンバーカードを受け取る。
- ② 招集は必ず本人が行うこと。但し、他種目と兼ねて出場する者は、必ず「二種目同時出場届出用紙」を招集所に提出し、指示を仰ぐこと。
- ③ やむをえない理由等で棄権をする競技者もしくは関係者は、必ず「棄権届出用紙」を招集所に提出すること。
- ④ 招集完了時刻に遅れた競技者は、棄権とみなし処理する。
- ⑤ 携帯電話等、競技規則 144 条 3(b)に関わる機器は競技場内に持ち込むことはできない。

## 4 ナンバーカードについて

県の登録番号とし、各自で規格にあったものを作成し、ユニフォームの上部 2 カ所、胸背部へ確実につけること。但し、跳躍競技の競技者は片方だけでよい。

## 5 競技場への入退場について

- (1) 競技場への入場は、すべて係員の誘導により行う。
- (2) 競技終了後は、競技役員の指示に従って退場する。
- (3) 第 1 位から 8 位までの入賞者は、入賞者控え室に行く。

## 6 走路順およびフィールド競技の競技順序について

- (1) 各競技ともプログラムに記載されたレーン順及び試技順とする。
- (2) トラック競技の準決勝・決勝のレーンはコンピュータの抽選による。

## 7 競技について

### (1)トラック競技について

- ①トラック競技は、全て写真判定装置を使う。
- ②短距離種目では、競技者の安全のためフィニッシュライン通過後も自分のレーン(曲走路)を走る。
- ③スタート時の不適切行為に関しては、審判長によって警告(イエローカード)を与えられることがある。同一レース(ラウンド)のイエローカード2枚で、当該レースのみ失格(レッドカード)とする。

※小学生には適用しない。

### (2)フィールド競技について

- ①競技場内での練習は、全て競技役員の手指示に従う。
- ②跳躍、やり投競技者は助走路の外側(走高跳は助走路内)にマーカーを2個まで置くことができる。サークルから行う投てき競技は、マーカーを1つだけ使用することができる。
- ③棒高跳の競技者は、「支柱移動申請書」をピットで受け取り、支柱の位置を記入し、公式練習が終わり次第、棒高跳び審判に提出すること。その位置を変更したいときには審判員に申し出ること。
- ④走高跳・棒高跳のバーの上げ方は、優勝者が決まるまで次の通りとする。但し、気象状況や各種目審判長の判断で変更する場合がある。

#### 【走高跳】

種目	練習	最初	次からのバーの上げ方			
男子 走高跳	1 m 6 5	1 m 7 0	7 5	…	9 5	以後は3cmずつ
女子 走高跳	1 m 3 5	1 m 4 0	4 5	5 0	5 5	以後は3cmずつ
十種 走高跳	1 m 4 5	1 m 5 0	5 5	…	7 0	以後は3cmずつ
七種 走高跳	1 m 1 5	1 m 2 0	2 5	…	5 0	以後は3cmずつ

#### 【棒高跳】

種目	練習	最初	次からのバーの上げ方			
男子 棒高跳	2 m 6 0	2 m 8 0	3 m 0 0	…	6 0	以後は10cmずつ
女子 棒高跳	2 m 0 0	2 m 1 0	2 0	3 0	4 0	以後も10cmずつ
十種 棒高跳	2 m 6 0	2 m 8 0	9 0	3 m 0 0	1 0	以後も10cmずつ

- ⑤第1位が同成績の場合の順位決定のバーの上げ下げは次の通りとする。

走高跳・・・2cmずつ 棒高跳・・・5cmずつ (6位決定も同じ)

## 8 リレー競技について

予選・決勝のオーダー用紙を招集完了時刻の1時間前までに招集所に提出すること。  
また、各チーム選手4人のユニフォームは同一でなければならない。

## 9 長距離・競歩競技について

競技運営上、制限時間を設ける。打ち切りの時間は次の通りとし、制限時間を超えたら次の周回に進むことができない。

種目	制限時間
男子 5000m	16分00秒
男子 10000m	33分30秒
男子 3000mSC	11分00秒
男子 5000mW	30分00秒

種目	制限時間
女子 5000m	18分30秒
女子 10000m	38分30秒
女子 3000mSC	13分00秒
女子 5000mW	35分00秒

## 10 表彰について

1位の競技者(チーム)に選手権証、8位入賞者(チーム)に賞状を授与する。表彰は競技終了後、直ちに行う。また、トラック優秀選手に饗場杯、フィールド優秀選手に飯室杯を授与する。そして、大会を通じて最も優秀な選手に会長杯を授与する。

## 1 1 抗議・上訴について

- (1) 競技中に起きた競技者の行為又は順位に関する抗議は、規則第 146 条に基づき、結果の正式発表後 30 分以内（次のラウンドがある種目は 15 分以内）に、T I C に口頭で申し出る。
- (2) 審判長の裁定に不服がある場合は、30 分以内（次のラウンドがある場合は 15 分以内）に担当総務員を通して、上訴審判員に預託金 10,000 円を添えて文書で上告する。  
この預託金は、抗議が却下された場合は、返却しない。「上訴申立書」は担当総務員より受理すること。

## 1 2 競技用靴について(競技規則 143 条 2~6 参照)

スパイクピンの長さは 9mm 以内とする。但し、走高跳・やり投は 12mm 以内とする。いずれの場合も本数は 11 本以内とする。

## 1 3 その他

- (1) 本大会は山梨県の国体予選を兼ねており、県外登録選手（ふるさと登録選手は除く）は国体予選には一切関係ないことを承知の上、出場すること。
- (2) 本大会で上位 6 名（チーム）は、2018 年度の関東陸上競技選手権大会の出場資格を得る。但し、出場辞退者がある場合は繰り上げて出場資格を得る（混成競技は上位 3 名）。
- (3) トラック競技において招待選手等が出場したとき、CF を行う場合もある。
- (4) フィールド競技において招待選手等が出場したとき、トップ 8 の試技は 8 名を超えて行う場合もある。
- (5) 物品の管理については、各自で十分注意し、盗難にあわないように努めること。
- (6) ゴミは各自で整理し持ち帰ること。
- (7) 駐車場は特に規制はないが、第 1・第 2・第 3 駐車場を利用すること。
- (8) 自転車、バイク等も正しい場所に整然と置くこと。特に第 2 駐車場において歩行者等の邪魔にならないようにすること。
- (9) 横断幕はスタンドの最上部のみ掲出を認めるが、通路をふさぐ取り付けは禁止する。また、個人名・企業名の入った横断幕は原則として禁止とする。
- (10) 写真等の撮影について、競技者を撮影する場合は以下の通りとする。
  - ① T I C に申し出て、許可を受けビブスを着用する。
  - ② スタジアム（トラックフィールド）内での撮影は報道関係者のみとし、他はスタンドからの撮影とする。
  - ③ 山梨県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例」の第 3 条の二号から五号に抵触する時は本部にて事情を聞く場合がある。
- (11) 商標については、競技規則「競技会における広告及び展示物に関する規定」を適用する。
  - ① 上半身の衣類（シャツ・レオタード等）  
製造会社名/ロゴ：文字の高さ 4 cm 以内、トータルのロゴの高さは 5 cm 以内、面積 30 cm<sup>2</sup> 以内の長方形（トレーニングウェアや T シャツの文字の高さは 4 cm 以内、トータルのロゴの高さは 5 cm、面積 40 cm<sup>2</sup> 以内の長方形）。表示は 1 カ所まで。
  - ② 下半身の衣類（ソックス・ショーツ・タイツ等）  
製造会社名/ロゴ：文字の高さ 4 cm 以内、面積 20 cm<sup>2</sup> 以内のもの（ソックスは高さ 2.5 cm 以内、面積 5 cm<sup>2</sup> 以内）を 1 カ所まで。
  - ③ バッグ 製造会社名/ロゴ：25 cm<sup>2</sup> 以内のものを 2 カ所まで。
  - ④ 帽子・手袋 製造会社名/ロゴ：6 cm<sup>2</sup> 以内のものを 1 カ所まで。
- (12) T I C（総合案内所）の業務及び提出書類は以下のとおりとする。

	配布書類及び業務	提出及び受付場所	提出及び受付時間
1	記録証交付	T I C	随時
2	遺失物保管	T I C	随時
3	抗議申立（口頭）	T I C	正式記録発表後 15 分以内（予選/準決） 30 分以内（決勝）
4	上訴申立書（文書）	大会本部	審判長の裁定後 15 分以内（予選/準決） 30 分以内（決勝）